

【件名】 ACT政府発表：NSW州からACTへの入境に際する規制の更新（COVID-19 関連）

【ポイント】

- 6月23日（水）、ACT政府は、NSW州での新型コロナウイルス感染が広がっている状況を受け、NSW州の特定地域からACTへの入境に際する規則を更新しました。
- この時期に、ACTとNSW州間の移動は避けるべきとしています。
- 本日午後4時から、NSW州の特定地域に訪問歴がありACTに入境する人は、必要不可欠な場合を除き家に滞在することを求める対策（以後「ステイホーム対策」と表記する）に従うことが求められます。

【本文】

6月23日（水）、ACT政府は、NSW州での新型コロナウイルス感染が広がっている状況を受け、NSW州の特定地域からACTへの入境に際する規則を更新しました。

発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/new-travel-directions-for-nsw-in-effect-from-4.00pm>

1 「ステイホーム対策」の実施

（1）本日午後4時以降、以下7つの地方行政地区（Local Government Areas）に滞在歴のある人でACTへ入境する人は「ステイホーム対策」の実施が求められます。

対象となる地方行政地区：City of Sydney、Waverley、Randwick、Canada Bay、Inner West、Bayside 及び、Woollahra。

（2）「ステイホーム対策」の該当者は、ACTに入境後は「ステイホーム対策」を実施する住居に直接向かい、住居を離れるのは許可された必要不可欠な要件（以下（4）に記載）に限られます。なお、「ステイホーム対策」は少なくとも6月30日（水）午後11時59分まで実施されます。

（3）「ステイホーム対策」を実施中は、12歳以上の人は、必要不可欠な理由で外出する場合はマスクを着用しなければなりません。なお、屋外で激しい運動をする場合はマスクの着用は不要です。

（4）「ステイホーム対策」を実施中に住居を離れることが出来る必要不可欠な外出理由は以下のとおり。

- テレワークが不可能な必要不可欠な仕事を行う場合
- 必要不可欠な食料や薬品の購入
- 医療上の必要がある場合（人道上の理由、脆弱な人の世話をする場合を含む）
- 新型コロナワクチンを受けるため（ワクチン接種の資格があり、既に予約があり、自己隔離に該当しない場合）

○屋外の運動（1日1時間）

○必要不可欠な動物の世話

詳細は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-isolation#Stay-at-home-information>

（5）また、上記7地方行政地区に加え、NSW州のGreater Sydney、Central Coast、Nepean Blue Mountains、Wollongong、及びShellharbour地域に過去14日間の間に滞在歴のある人は、オンラインで申告をする必要があります。

オンライン申告先（本日午後6時以降下記リンク先に掲載される予定）

<https://www.covid19.act.gov.au/updates/covid-19-areas-of-concern>

（6）ACT住民以外の人で、上記7地方行政地区に滞在歴のある人は、免除許可を受けない限り、ACTへの入境は出来ません。

（7）過去14日以内にNSW州を訪問したACT住民は、下記から新型コロナウイルス懸念地点（COVID-19 Areas of Concern）を確認し、該当地点に訪問歴のある人は、同地点に関連する規則に従わなければなりません。

2 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。上記リンク先が変更になる可能性もありますので、定期的に確認し、最新の情報入手するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

（メール発信者）

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府新型コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

ACT政府新型コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省新型コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省新型コロナウイルス関連サイト（日本語）：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省新型コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はACT（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（NSW州，NT（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館（VIC州，SA州，TAS州管轄）

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館（QLD州管轄）

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館（WA州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>